

県勢功労者顕彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 9 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第53号

県勢功労者顕彰規則の一部を改正する規則

県勢功労者顕彰規則（昭和55年岩手県規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(被顕彰者の公表) 第6条 顕彰されたものの氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びにその功労は、告示する。	(顕彰されたものの公表) 第6条 顕彰されたものの氏名又は名称及びその功労は、告示する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。